

(様式2)

年 月 日

秋田県産業労働部産業政策課  
デジタルイノベーション戦略室長 宛

所在地

会社名

代表者職氏名

印

## 誓約書

ICT等導入専門家派遣事業実施要領第3条の規定に基づきICT専門家チームの派遣要請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 ICT等導入専門家派遣事業実施要領を誠実に遵守すること。
- 2 雇用保険適用事業所であること。
- 3 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。
- 5 労働関係法令の違反を行っていないこと。
- 6 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
- 7 自社又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 8 破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立がなされていないこと。